

小田原市保健センター及び小田原市生きがい
ふれあいセンターいそしぎ熱源等改修業務
要求水準書

令和6年6月

小田原市

目次

I 総則	1
1. 本要求水準書の位置づけ	1
2. 基本方針	1
3. 事業範囲	2
4. 適用基準等	2
II 全体マネジメント業務に関する要求水準	5
1. 総則	5
(1) 業務の内容	5
(2) 全体マネジメント業務を行う者の要件	5
(3) 実施体制	5
2. 業務の要求水準	5
(1) 全体マネジメント業務全般	5
(2) その他付随業務	6
III 設計等業務に関する要求水準	7
1. 総則	7
(1) 業務の内容	7
(2) 設計等業務を行う者の要件	7
(3) 実施体制	7
2. 設計等業務の要求水準	7
(1) 熱源設備及び照明設備の設計業務	7
(2) 監理業務	8
(3) その他付随業務	9
IV 設備調達・導入業務に関する要求水準	12
1. 総則	12
(1) 業務の内容	12
(2) 設備調達・導入業務を行う者の要件	12
(3) 実施体制	12
(4) 現場作業日、作業時間	12
2. 設備調達・導入業務の要求水準	13

(1) 熱源設備の調達・導入業務	13
(2) 照明設備の調達・導入業務	22
(3) その他付随業務	25

I 総則

1. 本要求水準書の位置づけ

本要求水準書は、小田原市（以下、「市」という。）が、小田原市保健センター及び生きがいふれあいセンターいそしぎ（以下、「保健センター等」という。）における小田原市保健センター及び生きがいふれあいセンターいそしぎ熱源等改修業務（以下、「本業務」という。）について、本業務を行う事業者（以下、事業者という。）を公募型プロポーザル方式により選定するため、市が要求する具体的な最低水準を提示するものである。

2. 基本方針

本業務を実施するに当たって、以下の基本方針を踏まえること。

(1) 基本要件

保健センター等の熱源設備等を改修するに当たり、関係団体等との円滑な調整の上で、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 重点対策加速化事業（以下「環境省交付金」）の活用を前提にしたスケジュール設定の下、地域保健活動や1次救急医療体制を支える施設機能を途切れさせることなく、規模の最適化や将来にわたるコスト削減が図られる設備改修を行う。

(2) 環境性能

省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努め、廃棄物の発生抑制、リサイクルの促進、廃棄物の適正処理に努める。

騒音等周辺地域環境に対する影響を十分検討した上で、必要な措置を講じる。

(3) 耐震性能

日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」2014年度版に準じて行う。

(4) 維持管理性能

熱源設備等の適正な性能を維持しながら、省エネルギー、省コストが図れるようにした設計、導入等を行う。

保健センター等の業務を継続して行うことを前提とし、今後の保守管理や機器更新、及び搬出入等における適切なスペースを確保する。

(5) 地域への貢献

地元企業を積極的に選定する等、地域経済の活性化に貢献する。

3. 事業範囲

本業務にて事業者が実施する業務の対象は、以下のとおりとする。

(1) 全体マネジメント業務

ア 施設運営、設備更新と環境省交付金活用を同時に実現するスケジュールマネジメント業務

イ 休日急患夜間診療所等の各種運営団体との調整・説明業務

ウ その他付随業務

(2) 設計等業務

ア 熱源設備等の設計、監理業務

イ その他付随業務

(3) 設備調達・導入業務

ア 熱源設備、LED 設備の調達、設置業務

イ その他付随業務

4. 適用基準等

本業務の実施に当たっては、関係法令、条例、規則、要綱を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本業務の要求水準と照らし適宜参考とすること。また、関係法令、条例、規則、要綱、基準、指針等はすべて公募時点において最新版を適用すること。以下に特に留意すべき関係法令を示す。

(1) 法令等

- ・ 建築基準法
- ・ 消防法
- ・ 火災予防条例
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 労働基準法
- ・ 電気事業法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 建築士法

- ・ 建設業法
- ・ 建築物における衛生環境の確保に関する法律
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ ガス事業法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 石綿障害予防規則
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 下水道法
- ・ 水道法
- ・ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ・ 労働者災害補償保険法
- ・ 道路交通法

(2) 適用基準等

本業務を行うに当たっては、以下の基準類を適宜参考にする（特に記載のないものは国土交通省大臣官房官庁営繕部監修とする。）。なお、基準類は、すべて最新版が適用されるものとし、事業期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応について発注者及び選定企業で協議を行う。

- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）[国土交通省]
- ・ 建築工事標準詳細図 [国土交通省]
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）[国土交通省]
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）[国土交通省]
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針 [独立行政法人建築研究所監修]

- ・ 建築工事監理指針 [国土交通省]
- ・ 電気設備工事監理指針 [国土交通省]
- ・ 機械設備工事監理指針 [国土交通省]
- ・ 営繕工事写真撮影要領 [国土交通省]
- ・ 電気設備の技術基準の解釈 [経済産業省]
- ・ 内線規程 [社団法人 日本電気協会]
- ・ 高調波抑制対策技術指針 [社団法人 日本電気協会]
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備耐震計施工指針 (国土交通省住宅局建築指導課監修)
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準
- ・ 建築工事監理指針
- ・ 電気設備工事監理指針
- ・ 機械設備工事監理指針
- ・ 営繕工事写真撮影要領
- ・ 工事写真の撮り方 建築設備編 (一般社団法人 公共建築協会編)
- ・ 高圧受電設備規程 (一般社団法人 日本電気協会 使用設備専門部会編)
- ・ 高調波抑制対策技術指針 (一般社団法人 日本電気協会 電気技術基準調査委員会編)
- ・ LPガス設備設置基準及び取扱要領 (高圧ガス保安協会)
- ・ 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針 (有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会)
- ・ 建築物の解体等に係る石綿飛散対策防止マニュアル (環境省水・大気環境局大気環境課)
- ・ 各種計算基準 (一般社団法人 日本建築学会)

(3) その他関連する法令、規制、条例等

Ⅱ 全体マネジメント業務に関する要求水準

1. 総則

(1) 業務の内容

- ア 施設運営、設備更新と交付金活用を同時に実現するスケジュールマネジメント
- イ 休日夜間急患診療所等の各種運営団体との調整・説明
- ウ その他付随業務

(2) 全体マネジメント業務を行う者の要件

- ア 「かながわ電子入札共同システム」において、令和5・6年度小田原市競争入札参加資格者名簿の一般委託「その他の業務請負等委託」に登録されていること。

(3) 実施体制

- ア 業務を総合的に管理する責任者を期間にわたり1人配置し、全体マネジメント業務責任者の通知書を市に提出すること。
- イ 全体マネジメント業務責任者は、本業務の目的・趣旨・内容を十分理解し、次の要件を満たす者とする。
 - (ア) 本業務に必要な高度な技術能力、経験を有する者。
 - (イ) 現場で生じる課題や市の要望に対し、的確な意思決定が可能な者。
- ウ 業務責任者の変更は原則禁止とする。やむを得ない事由により、組織体制を変更する場合は、変更した組織体制を速やかに市に提出すること。

2. 業務の要求水準

(1) 全体マネジメント業務全般

- ア 一般的要件
 - ・ 施設の稼働を妨げないようにしつつ、設備更新と環境省交付金活用を同時に実現するスケジュールマネジメントを行うこと。
 - ・ 市との調整の上で休日夜間急患診療所等の各種運営団体との調整及び説明を行うこと。
 - ・ 事業全体を総合的に管理できるように、各業務を担当する企業との連携、役割、責任分担を明確にした業務実施体制を構築すること。
 - ・ 設計等業務、設備調達・導入業務を取りまとめ、マネジメントを行うこと。
 - ・ 業務計画書に基づき定期的に市と課題事項を協議するとともに進捗状況を報告し、適宜打合せ議事録を作成して相互に確認すること。

- ・ 業務期間において本要求水準書にて定めた基準が満たされない場合は、早急に改善策を検討し、市の指示に基づき、改善すること。

イ 業務関連資料の作成

(ア) 業務計画書

- ・ 業務期間開始前までに、以下に記載する内容を業務計画書として作成し、市に提出して確認を得ること。なお、業務期間中に業務計画書の内容を変更する場合は、事前に市と協議すること。

- ・ 業務工程表
- ・ 連絡体制等

(2) その他付随業務

ア 各種関係機関との調整業務

- ・ 業務の中で必要に応じて、各種関係機関と協議・調整を実施し、その結果を市に報告すること。

イ 書類・図書等の提出

- ・ 以下の書類をそれぞれの業務担当企業に作成させ、管理すること。必要に応じて代表事業者を通じて市に提出すること。

(ア) 業務着手前

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
業務責任者の通知書	1	A 4	○	—	
業務計画書	1	任意	○	○	

ウ 申請業務

- ・ 業務に当たり、必要となる各種許可申請、届出等がある場合は、事業者の責任において、適切に許可申請、届出を実施するとともに、市に報告すること。

Ⅲ 設計等業務に関する要求水準

1. 総則

(1) 業務の内容

- ア 熱源設備、照明設備の設計業務
- イ 監理業務
- ウ その他付随業務

(2) 設計等業務を行う者の要件

- ア 「かながわ電子入札共同システム」において、令和5・6年度小田原市競争入札参加資格者名簿のコンサル「設備設計業務」に登録されていること、又は、本業務と同種又は類似の設備導入での業務実績が過去10年以内にあること。

(3) 実施体制

- ア 設計等業務を総合的に管理する設計等業務責任者を1人配置し、設計等業務責任者の通知書について代表事業者を通じて市に提出すること。
- イ 設計等業務責任者は、本業務の目的、趣旨、内容を十分理解し、次の要件を満たす者とする。なお、一級建築士、又は設備設計一級建築士の資格を有する者が望ましい。
 - (ア) 本業務に必要な高度な技術能力、経験を有する者。
 - (イ) 現場で生じる課題や市の要望に対し、的確な意思決定が可能な者。
- ウ 設計等業務責任者の変更は原則禁止とする。やむを得ない事由により、組織体制を変更する場合は、変更した組織体制を速やかに市に提出すること。

2. 設計等業務の要求水準

(1) 熱源設備及び照明設備の設計業務

ア 一般的要件

- ・ 業務計画書に基づき定期的に市と課題事項を協議するとともに進捗状況を報告し、適宜打合せ議事録を作成して相互に確認すること。
- ・ 書類、図書等の提出に不備、不足がないことを確認するとともに、本要求水準書にて定めた性能基準を満足していることを常に確認すること。
- ・ 必要に応じて計画通知関連業務を行うこと。

イ 業務関連資料の作成

- (ア) 業務計画書

- ・ 設計業務着手前に設計業務計画書（業務方針書、業務工程表、業務組織計画、使用する主な図書及び基準、連絡体制等）を作成し、代表事業者を通じて市に提出し確認を得ること。

（イ）設計計算書

- ・ 必要な設計計算書を作成し、代表事業者を通じて市に提出し確認を得ること。

（ウ）建築、空調設備・電気設備設計図

- ・ 建築、空調設備、電気設備設計図を作成し、代表事業者を通じて市に提出し確認を得ること。
- ・ 市は、必要に応じて設計変更を指示することとする。なお、設計変更に関する費用負担区分の詳細については、事業契約の中で協議する。

ウ その他設計に必要な業務

（2）監理業務

ア 一般的要件

- ・ 監理業務は、平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添一、2 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務の内容とする。
- ・ 建設業務の進捗に合わせ必要な書類を提出させ、審査を行い、承諾するとともに、必要に応じて指導、指示、是正勧告を行うこと。
- ・ 監理内容について、業務計画書に基づき、定期的に市と課題事項等を協議するとともに進捗状況等を報告し、適宜打合せ議事録を作成して相互に確認すること。
- ・ 書類、図書等の提出に不備、不足がないことを確認するとともに、本要求水準書にて定めた性能基準を満足していることを確認すること。

イ 業務関連資料の作成

（ア）業務計画書

- ・ 監理業務着手前に監理業務計画書（業務方針書、業務工程表、業務組織計画、使用する主な図書及び基準、連絡体制等）を作成し、市に提出して確認を得ること。

（イ）月次報告書

- ・ 監理業務期間中に監理日報、打合せ議事録等を纏めた月次報告書を作成し、市に報告すること。

ウ その他監理業務に必要な業務

(3) その他付随業務

ア 事前調査業務

- ・ 設計業務着手前に業務期間中における手戻りが発生しないよう、現地調査を適切に実施し、市と十分協議すること。
- ・ 事前調査により熱源設備等設置に支障をきたす状況が確認できた場合、事業者は市に報告し協議を行うこと。

イ 各種関係機関との調整業務

- ・ 市に対し、現地調査の説明、設計及び運用方法の説明など必要な調整業務を行うこと。
- ・ 各種関係機関（建設部、消防本部等）に対して必要な調整業務を行うこと。

ウ 書類・図書等の提出

- ・ 「全体マネジメント業務」、「設計等業務」、「設備調達・導入業務」において、他業務と類似した書類を作成する場合は、統一した様式にて作成し、提出すること。
- ・ 代表事業者は以下の書類を設計等業務の担当企業に作成させ、管理すること。また、必要に応じて市に提出すること。

(ア) 設計業務着手前

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
設計業務責任者の通知書	1	A 4	○	—	
設計業務計画書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務方針書 ・ 業務工程表 ・ 業務組織計画（担当技術者名簿、業務分担表、経歴書を含む） ・ 使用する主な図書及び基準 ・ 連絡体制 等 	1	任意	○	○	

(イ) 設計業務中

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
打合せ議事録	※	A 4	○	○	※会議参加人数分
打合せに必要な設計資料	※	任意	○	○	※会議参加人数分

(ウ) 設計業務完了時

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
設計計算書	1	任意	○	○	
建築設計図 空調設備設計図 電気設備設計図	2	A 3 二つ折 製本	○	○	
関係官庁届出書類	1	A 4	○	—	
設計概要説明書	1	任意	○	○	
設計業務の受託企業による 自主検査記録	1	任意	○	○	
事業者による完了検査記録	1	任意	○	○	
市による完了確認記録	1	任意	○	○	

(エ) 監理業務着手前

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
監理業務責任者の通知書	1	A 4	○	—	

監理業務計画書 ・業務方針書 ・業務工程表 ・業務組織計画（担当技術者名簿、業務分担表、経歴書を含む） ・使用する主な図書及び基準 ・連絡体制等	1	任意	○	○	
---	---	----	---	---	--

(オ) 監理業務中

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
月次報告書（工事監理日報、打合せ議事録等）	1	A 4	○	—	

(カ) 監理業務完了時

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
監理業務の受託企業による監理者検査記録	1	任意	○	○	

エ 申請業務

- ・ 設計等業務に当たり、必要となる各種許可申請、届出等がある場合は、事業者の責任において、適切に許可申請、届出を実施すること。

オ 検査業務

- ・ 事業者は、自主検査を実施し、速やかに市に検査結果を報告すること。

IV 設備調達・導入業務に関する要求水準

1. 総則

(1) 業務の内容

ア 熱源設備及び照明設備の調達・導入業務

イ その他付随業務

(2) 設備調達・導入業務を行う者の要件

ア 熱源設備

「かながわ電子入札共同システム」において、令和5・6年度小田原市競争入札参加資格者名簿の一般委託のうち「建物設備保守管理委託」かつ工事のうち「管」に登録されていること。

イ 照明設備

「かながわ電子入札共同システム」において、令和5・6年度小田原市競争入札参加資格者名簿の一般委託のうち「電気通信設備保守管理委託」かつ工事のうち「電気」に登録されていること。

(3) 実施体制

ア 設備調達・導入業務を総合的に管理する設備調達・導入業務責任者を1人配置し、設備調達・導入業務責任者の通知書を代表事業者を通じて市に提出すること。

イ 設備調達・導入業務責任者は、本業務の目的・趣旨・内容を十分理解し、次の要件を満たす者とする。なお、一級建築施工管理技士、一級管工事士、一級電気施工管理技士のいずれかの資格を有する者が望ましい。

(ア) 本業務に必要な高度な技術能力、経験を有する者。

(イ) 現場で生じる課題や市の要望に対し、的確な意思決定が可能な者。

ウ 設備調達・導入業務責任者の変更は原則禁止とする。やむを得ない事由により、組織体制を変更する場合は、変更した組織体制を速やかに市に提出すること。

(4) 現場作業日、作業時間

(原則は以下を想定しているが、実際の作業日、作業時間は市と協議すること。)

- ・ 現場作業日は、原則として平日と土曜日とする。
- ・ 現場作業時間は、午前8時30分から午後5時までとするが、乳幼児健康診査等の施設使用状況をよく考慮すること。
- ・ 現場作業日、作業時間によらず、大きな騒音、振動を伴う作業を実施する際は、事

前に市と協議すること。

2. 設備調達・導入業務の要求水準

(1) 熱源設備の調達・導入業務

ア 一般的要件

- ・ 環境負荷の低減に貢献するよう、導入業務期間中の廃棄物の削減等に配慮するとともに再生資源の積極的活用に努めること。
- ・ 導入業務内容について、業務計画書に基づき定期的に市と課題事項等を協議するとともに進捗状況等を報告し、適宜打合せ議事録を作成して相互に確認すること。
- ・ 書類・図書等の提出に不備、不足がないことを確認するとともに、本要求水準書にて定めた性能基準を満足していることを常に確認すること。
- ・ 市内業者に発注する場合は、予め市内業者発注等計画書を作成し、市に提出して確認を得ること。また、導入業務完了時に市内業者発注等計画書に基づき、すべての市内業者に関する発注金額等の実績を明記した市内業者発注等実績報告書を作成し、市に提出して確認を得ること。
- ・ 導入業務の着手に先立ち、行政省庁等との調整、建築準備調査等、必要な調査、調整を十分に行い、業務の円滑な進行と近隣の理解、来所者の安全等を確保すること。
- ・ 業務着手前に詳細スケジュール表を含む総合業務計画書を作成し、次の書類とともに監理者が承諾の上、代表事業者を通じて市に提出すること。

イ 設備的要件

(ア) 共通事項

- ・ 環境負荷の少ない設備を採用すること。
- ・ 耐震性、耐久性の高い設備を採用すること。
- ・ 信頼性の高い設備を採用すること。
- ・ 操作性、維持管理性、更新性の高い設備を採用すること。
- ・ 保健センター等及び近隣への影響（騒音、臭気、振動等）に配慮すること。
- ・ 災害及び事故対策を含めた安全性を充分確保すること。
- ・ 設置場所については、提案する熱源システムの内容に応じて自由提案とする。
- ・ 冷暖房運転が行われていない中間期に熱源機器等の導入を行うものとし、本業務による支障が発生しないよう努めること。

- ・ 熱源機械室、PS、DS、電気室、EPS 等必要な場所については不燃区画を行い、その性能は建築基準法、消防法等関係法令等に則ること。
- ・ 主要設備機器の仕様は、国土交通省仕様とする。
- ・ 必要な防音、防振設備を設置すること。
- ・ 屋外に設置する機器・配管に関して耐塩対策をすること。
- ・ 熱源設備の容量については、既設の容量や、運用実績も踏まえ、更新前の使用が制限されない適切な容量の見直しを図ること。

(イ) 環境性能

- ・ 環境負荷低減のため、業務期間中における CO2 排出量の低減に努めること。
- ・ 熱源設備の改修によって、CO2 排出量 30%以上の削減を図れるものであること。
- ・ 近隣住宅地に対する騒音、排気、臭気について配慮すること。

(ウ) 耐震性能

- ・ 建築設備の耐震安全性については、機器の設置に当たり、機器本体の耐震仕様について十分な検討を行うこと。また、据え付け部については耐震計算を行い、地震動においても破損及び転倒しないよう安全な計画とすること。

(エ) 事業継続性能、他における信頼性

- ・ 設備機器、配管等の損傷による二次災害を生じさせることのないように耐震性の高い工法とすること。
- ・ 大雨、強風、雷等、気象災害に対する被害防止対策を講じること。

(オ) 維持管理性能

- ・ 保守管理、修繕、更新の際には、設備を全面停止することなく通常業務を継続して行うことを前提としたシステムを構築し、更新時及び搬出入時等、適切なスペースを確保すること。
- ・ 維持管理性、更新性を考慮し、原則、汎用品を使用すること。

(カ) 年間エネルギー使用量等に関するベースラインについて

- ・ 提案段階における熱源設備の計画、事業費（イニシャルコスト、ランニングコスト、メンテナンスコストなど）の算出については、下表の値を使用すること。

【各燃料種使用量実績】

①月別電力使用量【kWh】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
デマンド 【kW】	273	268	277	283	283
4月	46,330	38,398	41,189	45,643	42,792
5月	35,488	29,048	36,980	35,774	37,489
6月	48,729	33,737	47,711	43,748	43,255
7月	57,184	59,528	71,939	76,759	71,422
8月	80,604	74,462	92,647	88,738	91,736
9月	86,351	88,866	80,384	91,584	93,097
10月	61,354	52,653	64,931	56,852	65,293
11月	34,870	34,870	40,285	36,675	40,697
12月	43,296	43,296	49,282	45,976	46,344
1月	45,050	45,151	49,082	48,096	47,108
2月	49,042	41,415	51,142	51,707	52,691
3月	41,879	36,137	44,383	42,814	45,865
合計	630,177	577,561	669,955	664,366	677,789

②月別灯油使用量【L】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4月	4,227	3,847	3,373	3,079	2,711
5月	545	548	765	720	661
6月	405	388	440	373	355
7月	403	419	369	393	380
8月	380	360	389	354	359
9月	381	350	364	387	322
10月	387	551	531	504	411
11月	2,188	3,422	3,926	2,257	2,584
12月	7,040	9,120	9,050	7,649	5,333
1月	8,018	8,610	10,985	10,931	6,993
2月	7,105	6,260	10,861	9,034	6,733
3月	5,825	5,368	6,630	4,473	6,500
合計	36,898	39,243	47,683	40,154	33,342

③月別ガス使用量【m³】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4月	150	10	88	99	84
5月	114	42	73	66	62
6月	152	59	81	75	73
7月	119	70	86	68	61
8月	107	44	60	58	52
9月	112	56	80	63	71
10月	123	71	76	61	56
11月	152	82	84	69	73
12月	140	86	101	80	83
1月	86	58	84	70	64
2月	161	90	91	92	90
3月	30	78	78	66	74
合計	1,446	746	982	867	843

④水道使用量【m³】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4月	1,005	673	609	773	679
5月	0	0	0	0	0
6月	766	474	785	735	653
7月	0	0	0	0	0
8月	948	787	1,109	1,186	945
9月	0	0	0	0	0
10月	1,066	975	1,123	1,084	941
11月	0	0	0	0	0
12月	831	713	1,066	696	735
1月	0	0	0	0	0
2月	795	722	910	755	787
3月	0	0	0	0	0
合計	5,411	4,344	5,602	5,229	4,740

①～④の上記エネルギー使用量については、プロポーザルによる事業者選定のために設定したものであり、実際に保証するものではない。事業者は、設計時に自らエネルギー使用量等を計算し、適切な熱源設備を設置すること。

(キ) 基本システム

- a 保健センター等の現状の熱源設備に関するシステムは別紙1のとおりであり、更新及び改修を必須とする対象設備は、次のとおりとする。

施設1 小田原市保健センター

設備区分	機器番号	機器名称	機器仕様	数量	単位	必須撤去
熱源機器	R-1	ターボ冷凍機	201USRT	1	台	○
		冷却塔		1	台	×※1
	CDP-1	冷却水ポンプ		1	台	○
	CP-1	冷水一次ポンプ		1	台	○
	HWP-1	温水一次ポンプ		1	台	×※1
	CWP-1～4	冷温水二次ポンプ		4	台	○
	B-1	温水ボイラー		1	台	○
空調機器	AC-2	空調機		1	台	○

※1：更新する機器の配置計画によっては撤去をしてもよい。

施設2 小田原市生きがいふれあいセンターいそしぎ

設備区分	機器番号	機器名称	機器仕様	数量	単位	必須撤去
熱源機器	R-2	スクリー冷凍機	140USRT	1	台	○
	B-2	温水ボイラー		1	台	○

共通

設備区分	機器番号	機器名称	機器仕様	数量	単位	備考
監視装置		中央監視装置		1	台	機能追加・削除

※アスベストについて

アスベストが発見された場合の撤去費用については、支払い限度額に含まれているものとする。

※構造計算・構造補強等について

設置場所を検討・選定するうえで必要となる構造計算・構造補強等の費用については、支払い限度額に含まれているものとする。

- b aに示す改修を必須とする対象設備を改修・更新すること。対象設備以外の設備の改修、システムを変更することも可とする。ただし、対象設備以外の改修・変更についても、運用実態、実績や当該機器の環境省交付金適用可否等の条件を踏まえた上でシステム構成を検討すること。

ウ 業務関連資料の作成

(ア) 業務計画書

- ・ 設備調達・導入業務着手前に業務計画書（業務方針書、業務工程表、業務組織計画、別組織体制表、現場防災マニュアル、連絡体制等）を作成し、確認を得ること。なお、市の確認を得た後、速やかに設備調達・導入業務担当者から代表事業者を通じて市に提出すること。
- ・ なお、業務計画書には、責任者を配置した履行体制を定め、明記すること。
- ・ 本業務において、法律に基づく管理者及び関係法令等に則して必要な有資格者を配置すること。

(イ) 着手届

- ・ 導入業務着手前に着手届を作成し、代表事業者を通じて市に提出し承認を得ること。なお、着手届は市の指定書式にて作成すること。

(ウ) 建築・空調設備・電気設備の詳細図面

- ・ 導入業務着手前に実際の作業に必要な建築、空調設備、電気設備の詳細図面を作成し、市に提出して確認を得ること。
- ・ 市は、必要に応じて設計変更を指示することができる。なお、設計変更に関する費用負担区分の詳細については、事業契約書（案）において提示する。

(エ) 報告書

- ・ 期間中、日報、写真、実施スケジュール表、打合せ議事録等を纏めた月次報告書を作成し、市に報告すること。

(オ) 機器完成図書

- ・ 熱源設備供用開始に当たり、機器完成図、機器性能試験報告書、機器取扱説明書、各種保証書、機器納入業者一覧表等を纏めた機器完成図書を作成し、代表事業者を通じて市に提出し確認を得ること。

(キ) 完成図（建築図・空調設備・電気設備）

- ・ 設備導入業務完了時に（ウ）の詳細図面に基づき、完成図を作成し、代表事業者を通じて市に提出し確認を得ること。なお、完成図の構成は原則、設計図に準拠することとし、必要に応じて詳細図面で作成した図面等を含めることとする。

（ク）業務写真

- ・ 業務写真は、導入業務を行う箇所について、業務前、業務中、業務後を提出すること。また、完了後に外部から確認できない主要な部分（天井内隠蔽部、土中埋設部等）についても同様に提出すること。

（ケ）付属品リスト

- ・ 各設備機器の付属品について、付属品リストを作成し、市に提出すること。

（コ）完了届

- ・ 各種検査の完了後、完了届を作成し、代表事業者を通じて市に提出すること。

エ 現場の管理

- ・ 業務期間中は、事故及び災害の防止に努めること。
- ・ 火気を使用する作業を実施する際は、火気取扱いに十分注意するとともに、作業場の養生、消火設備の設置等、火災防止の徹底を図ること。
- ・ 必要に応じ建設業法等に規定されている現場標識を適切な場所に掲示すること。提示場所は市と協議すること。
- ・ 業務期間中、常に日報等を整備された状態とすること。
- ・ 業務用車両の駐車場及び資材置場等は、原則、保健センター等敷地内の空きスペースを無償で使用可能とするが、位置を明らかにしたうえで、事前に市と協議すること。
- ・ 業務用車両は交通ルールを厳守し、保健センター等敷地内及び近隣地域において、交通事故、交通障害等が発生しないように十分留意すること。
- ・ 業務期間中、保健センター等敷地内で使用を許可された場所等の管理は、事業者の責任にて適正に行うこと。
- ・ 市は、随時現場での状況の確認を行うことができるものとし、事業者はそれに協力すること。
- ・ 敷地内施設、道路等に損傷を与えないよう留意し、業務中に汚損、破損した場合は事業者の負担において補修・補償等を行うこと。

オ 試運転調整

- ・ 熱源設備等供用開始前に、試運転調整を実施すること。また、試運転調整記録を作成し、市に提出して確認を得ること。なお、試運転調整結果がメーカー基準値等の判定基準を満足しない場合は、適正な是正処置を講じること。
- ・ 熱源設備が正常に運転し、適正に運転されていることを確認するため、温度、水量等の必要なデータの計測を行うこと。

カ 熱源設備の取扱い説明

- ・ 事業者は、熱源設備供用開始前に簡易操作マニュアルを作成し、市が定める必要な時期に説明会を実施すること。

キ その他調達・導入に必要な業務

(2) 照明設備の調達・導入業務

ア 一般的要件

- ・ 環境負荷の低減に貢献するよう、業務期間中の廃棄物の削減等に配慮するとともに再生資源の積極的活用を努めること。
- ・ 業務内容について、業務計画書に基づき定期的に市と課題事項等を協議するとともに進捗状況等を報告し、適宜打合せ議事録を作成して相互に確認すること。
- ・ 書類・図書等の提出に不備、不足がないことを確認するとともに、本要求水準書にて定めた性能基準を満足していることを常に確認すること。
- ・ 市内業者に発注する場合は、予め市内業者発注等計画書を作成し、市に提出して確認を得ること。また、業務完了時に市内業者発注等計画書に基づき、すべての市内業者に関する発注金額等の実績を明記した市内業者発注等実績報告書を作成し、市に提出して確認を得ること。
- ・ 導入業務の着手に先立ち、行政省庁等との調整、建築準備調査等、必要な調査、調整を十分に行い、導入業務の円滑な進行と近隣の理解、来所者の安全等を確保すること。
- ・ 業務着手前に詳細スケジュール表を含む総合業務計画書を作成し、次の書類とともに監理者が承諾の上、代表事業者を通じて市に提出すること。

イ 設備的要件

(ア) 共通事項

- ・ 照明器具は、新品の照明器具を調達すること。

- ・ 照明器具の取替方法については、既設器具を撤去してLED照明器具を新設することを基本とし、管球のみ交換は不可とする。
- ・ 本施設は地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設に該当するため、調光制御機能を有するLED導入は必須としない。
- ・ 品質担保の観点から、照明器具及び直管形ランプ、電球等、使用する全てのLED照明は、施設照明の優れたノウハウを持つ国内メーカーの製品とすること。
- ・ 光源（LED）寿命は、40,000時間以上（光束維持率70%以上）の製品とする。
- ・ 原則として、色温度は現状の照明器具と同等以上の製品とすること。
- ・ 平均演色評価数（Ra）においては、現状の照明器具と同等の製品とすること。
現状の照明器具が特殊な高演色ランプ等を使用している場合は発注者と協議のうえ、仕様を確定すること。
- ・ 非常灯器具を切り替える際には、同等性能のLED非常灯を設置すること。
- ・ 防災照明器具については、建築基準法及び消防法の関連法令に定める基準を遵守すること。
- ・ 所轄の消防署へ改修に伴う各種届出を行うこと。また、その際、消防法における改善等を指摘された場合は、本市と協議すること。
- ・ 設置場所については、施設全館とする。ただし、トイレ施設は除く。
- ・ 既存の照明設備リストは別紙2のとおり。なおリストで提示している台数・仕様等は、現時点で把握しているものであり、実際の状況と異なることがある。
- ・ 別紙2のリスト以外のLED導入について、上限額の中で追加提案することも可とする。
- ・ 既存照明器具はPCB含有の確認をすること。

（イ）維持管理性能

- ・ 維持管理性、更新性を考慮し、原則、汎用品を使用すること。

ウ 業務関連資料の作成

（ア）業務計画書

- ・ 設備調達・導入業務着手前に業務計画書（業務方針書、業務工程表、業務組織計画、別組織体制表、現場防災マニュアル、連絡体制等）を作成し、確認を得ること。なお、市の確認を得た後、速やかに設備調達・導入業務担当者から代表事業

者を通じて市に提出すること。

- ・ なお、業務計画書には、責任者を配置した履行体制を定め、明記すること。
- ・ 本業務において、法律に基づく管理者及び関係法令等に則して必要な有資格者を配置すること。

(イ) 着手届

- ・ 導入業務着手前に着手届を作成し、代表事業者を通じて市に提出し承認を得ること。なお、着手届は市の指定書式にて作成すること。

(ウ) 電気設備の詳細図面

- ・ 導入業務着手前に実際の作業に必要な電気設備の詳細図面を作成し、市に提出して確認を得ること。
- ・ 市は、必要に応じて設計変更を指示することができる。なお、設計変更に関する費用負担区分の詳細については、事業契約書（案）において提示する。

(エ) 報告書

- ・ 期間中、日報、写真、実施スケジュール表、打合せ議事録等を纏めた月次報告書を作成し、市に報告すること。

(カ) 完成図（電気設備）

- ・ 設備導入業務完了時に（ウ）の詳細図面に基づき、完成図を作成し、代表事業者を通じて市に提出し確認を得ること。なお、完成図の構成は原則、設計図に準拠することとし、必要に応じて詳細図面で作成した図面等を含めることとする。

(キ) 業務写真

- ・ 業務写真は、導入業務を行う箇所について、業務前、業務中、業務後を提出すること。また、完了後に外部から確認できない主要な部分（天井内隠蔽部、土中埋設部等）についても同様に提出すること。

(ク) 完了届

- ・ 各種検査の完了後、完了届を作成し、市に提出すること。

エ 現場の管理

- ・ 業務期間中は、事故及び災害の防止に努めること。
- ・ 火気を使用する作業を実施する際は、火気取扱いに十分注意するとともに、作業場の養生、消火設備の設置等、火災防止の徹底を図ること。
- ・ 必要に応じ建設業法等に規定されている現場標識を適切な場所に掲示すること。

提示場所は市と協議すること。

- ・ 業務期間中、常に日報等を整備された状態とすること。
- ・ 業務用車両の駐車場及び資材置場等は、原則、保健センター等敷地内の空きスペースを無償で使用可能とするが、位置を明らかにしたうえで、事前に市と協議すること。
- ・ 業務用車両は交通ルールを厳守し、保健センター等敷地内及び近隣地域において、交通事故、交通障害等が発生しないように十分留意すること。
- ・ 業務期間中、保健センター等敷地内で使用を許可された場所等の管理は、事業者の責任にて適正に行うこと。
- ・ 市は、随時現場での状況の確認を行うことができるものとし、事業者はそれに協力すること。
- ・ 敷地内施設、道路等に損傷を与えないよう留意し、業務中に汚損、破損した場合は事業者の負担において補修・補償等を行うこと。

オ 照度測定

- ・ 設置前後の照度測定を実施し、その結果を報告すること。

カ 既存照明器具の取扱い

- ・ 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等の取扱いについては、関係法令を遵守し受注者で処分するものとし、廃棄物マニフェストを提出すること。PCBを含む安定器があった場合には、取扱いについて別途、市と協議するものとする。

ク その他設備調達・導入業務に必要な業務

(3) その他付随業務

ア 各種関係機関との調整業務

- ・ 官公署その他への届出 手続等について必要な官公署その他への手続きを遅滞なく行うこと。着手時に届出リストを作成し内容と時期の確認を行い、スケジュールが遅れないようにすること。手続き費用は事業者の負担とする。
- ・ 業務に関係して市が行う手続きや検査に協力し、必要に応じて市の指示により必要な労務及び作業の協力を行うこと。

イ 本業務以外との調整業務

- ・ 業務期間中に敷地内において、市が発注する他案件の工事や作業等が発生した場合、互いに事業を円滑に進めるよう、本業務以外の工事請負者等と十分調整を行

うこと。

- ・ 事業者は、本業務の建築基準法及び消防法などの関連する諸検査に立会うこと。
また、本業務範囲における手直し等の指摘事項があった場合は、すみやかに事業者の負担で処理を行うこと。

ウ 書類・図書等の提出

- ・ 「全体マネジメント業務」、「設計等業務」、及び「調達・導入業務」において、他業務と類似した書類を作成する場合は、統一した様式にて作成し、提出すること。
- ・ 事業者は、以下の書類を作成し、管理すること。必要に応じて市に提出すること。

(ア) 業務着手前

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
業務責任者の通知書	1	A 4	○	—	
組織体制表	1	A 3	○	○	
業務計画書 ・ 業務方針書 ・ 業務工程表 ・ 業務組織計画（担当技術者名簿、業務分担表、経歴書を含む） ・ 現場防災マニュアル（緊急連絡先含む） ・ 安全作業計画 ・ 官公庁届出リスト ・ 連絡体制 等	1	任意	○	○	
市内業者発注等計画書	1	任意	○	○	
着手届	1	指定	○	—	

(イ) 業務中

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
納入仕様書	1	A 4	○	○	
建築に関する詳細図面 空調設備に関する詳細図面 電気設備に関する詳細図面	1	A 3	○	○	
建設発生残土等確認処分 その他必要な書類	1	A 4	○	○	
報告書（日報、写真、実施工 程表、打合せ議事録等）	1	A 4	○	—	
打合せ議事録	※	A 4	○	○	※会議参加人数分
打合せに必要な資料	※	任意	○	○	※会議参加人数分

(ウ) 業務完了時

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
機器完成図書 ・ 機器完成図 ・ 機器性能試験報告書 ・ 各種保証書 ・ 納入業者一覧表 等	1	A 4	○	○	
試運転調整記録	1	任意	○	○	
隣地境界における騒音測定記 録	1	A 4	○	—	
熱源設備簡易操作マニュアル	1	A 4	○	○	
事業者による検査記録	1	任意	○	○	
完成図 （建築図・空調設備・電気設	2	A 3 二 つ	○	○	

備)		折 製本			
市内業者発注等実績報告書	1	任意	○	○	
業務写真	1	A 4	○	○	
産業廃棄物管理表（マニフェスト）の写し ※1	1	A 4	○	—	
付属品（付属品リスト含む）	1	A 4	○	—	
建設業退職金共済証紙購入状況報告書の写し	1	A 4	○	—	
コリンズ関連資料	1	A 4	○	—	
コブリス関連資料	1	A 4	○	○	
諸官庁届出書類（検査記録を含む）の写し ※1	1	A 4	○	—	
業務の受託企業による 自主検査記録	1	任意	○	○	
事業者による完成検査記録	1	任意	○	○	
市による引渡し確認記録	1	任意	○	○	
完了届	1	A 4	○	—	

※産業廃棄物管理表（マニフェスト）等の写しを市に提出すること。

オ 申請業務

- ・ 設備設置・導入業務に当たり必要となる各種許可申請、届出等がある場合は、事業者の責任において、適切に許可申請、届出を実施すること。
- ・ 騒音規制法に基づき、隣地境界における騒音測定を実施し、測定記録を市に提出すること。
- ・ 事業者は、本業務に伴い、諸官庁検査を要する場合は、必要に応じて検査に立会うこと。また、検査対象企業が作成する、検査記録を含めた諸官庁届出書類を確認し、検査結果を市に報告すること。

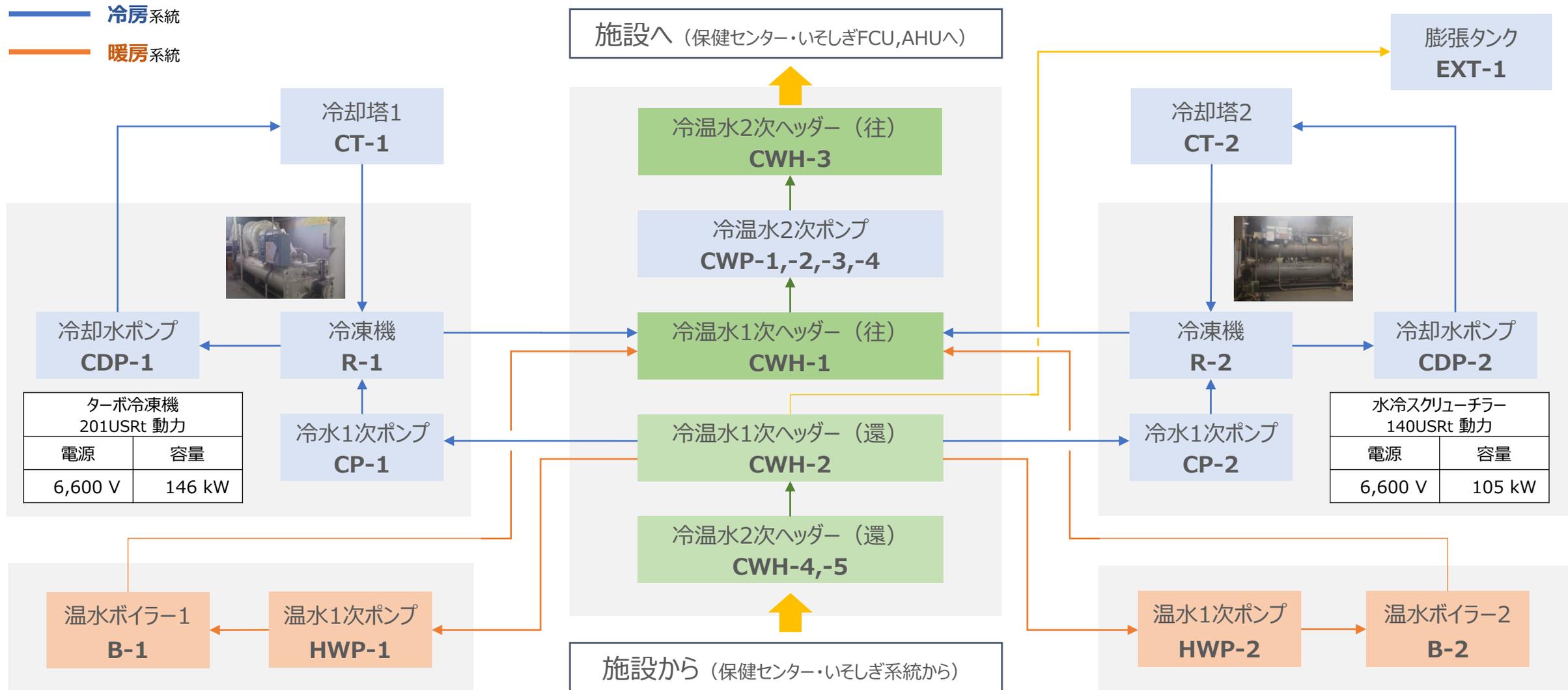
カ 検査業務

- ・ 事業者は、熱源設備供用開始に向けて、試運転調整記録を実施後、速やかに供用

開始前検査を行い、検査結果を市に報告すること。なお、供用開始前検査では、残業務内容を抽出するとともに、品質面及び安全面からも熱源設備供用開始できる状態であることを確認し、検査記録を纏めて市に報告すること。

- ・ 事業者は、完了後速やかに完成検査を行い、検査結果を市に報告すること。なお、市は必要に応じて事業者の完成検査に立ち会うことができることとする。
- ・ 事業者は、上記の完成検査を実施後、市の完了確認を受けること。なお、完了確認時の指摘事項は、熱源設備供用日までに是正し、是正報告書を書面にて市に提出して確認を得ること。

- 現状の空調システムは、セントラル方式が採用され、冷房系統は電力をエネルギー源とした水冷式の冷凍機を使用（ターボ、スクルー各1台）。
- 暖房系統は、灯油をエネルギー源とした温水ボイラー2台の構成となっている。



熱源設備の仕様（現状）

	ターボ冷凍機（R-1）	スクリー冷却機（R-2）
型番	三菱ヨーク単段ターボ冷凍機 THE-A2.B2.BB	三菱電機製スクリー冷却機 CSW-1805EA
電源	6,000V	6,600V
出力	146KW（主電動機出力）	105KW（圧縮機定格出力）
冷凍能力	610,000kcal/h	447,000kcal/h
冷媒	R11	R22

	温水ボイラー（B-1）	温水ボイラー（B-2）
型番	KSL-1000.BL	KSL-800.BL
電源	200V	200V
最大連続出力	1,000,000kcal/h	800,000kcal/h
燃料消費量	138.8 ℓ /h	113.2 ℓ /h
燃料種類	灯油	灯油

別紙 2 施設の照明設備の状況

【保健センター 3階大研修室以外】

形式	照明器具数	数量
保健センター-B1	187	244
20W-1 灯式 蛍光灯 トラフ	1	1
20W-1 灯式 蛍光灯 トラフ 非常灯	2	2
20W-1 灯式 蛍光灯 ブラケット	1	1
20W-1 灯式 蛍光灯 階段灯	1	1
20W-1 灯式 蛍光灯 逆富士	1	1
20W-1 灯式 蛍光灯 埋込 190	2	2
20W-1 灯式 蛍光灯 流し元灯	2	2
20W-2 灯式 蛍光灯 逆富士 非常灯	1	2
20W-2 灯式 蛍光灯 埋込 300	1	2
20W-4 灯式 蛍光灯 直付器具	3	12
30+32W FCL 丸形蛍光灯 ハンダントライト	2	2
40W-1 灯式 蛍光灯 トラフ	11	11
40W-1 灯式 蛍光灯 笠付	60	60
40W-1 灯式 蛍光灯 逆富士	2	2
40W-1 灯式 蛍光灯 逆富士 防雨形	13	13
40W-1 灯式 蛍光灯 埋込 190	17	17
40W-1 灯式 蛍光灯 冷凍器具	4	4
40W-2 灯式 蛍光灯 笠付	11	22
40W-2 灯式 蛍光灯 笠付 非常灯	5	10
40W-2 灯式 蛍光灯 埋込 300	14	28
40W-2 灯式 蛍光灯 埋込 300 非常灯	6	12
40W-3 灯式 蛍光灯 埋込 300	10	20
60W 白熱電球 レセップ	2	2
非常用照明器具 直付形	3	3
非常用照明器具 埋込形	12	12
保健センター 1階	244	379
10W-1 灯式 蛍光灯 表示灯	2	2
20W-1 灯式 蛍光灯 トラフ	3	3
20W-1 灯式 蛍光灯 ブラケット	1	1
20W-1 灯式 蛍光灯 埋込 190	6	6

20W-1 灯式 蛍光灯 流し元灯	3	3
20W-2 灯式 蛍光灯 ブラケット	1	2
20W-2 灯式 蛍光灯 逆富士	2	4
20W-2 灯式 蛍光灯 逆富士 非常灯	10	14
20W-2 灯式 蛍光灯 埋込 300	2	4
36W FML コンパクト蛍光灯 防犯灯	3	3
40W 白熱電球 ダウンライト Φ150	5	5
40W-1 灯式 蛍光灯 トラフ	28	28
40W-1 灯式 蛍光灯 トラフ	2	2
40W-1 灯式 蛍光灯 逆富士 防雨形	1	1
40W-1 灯式 蛍光灯 埋込 190	29	29
40W-2 灯式 蛍光灯 埋込 300	84	168
40W-2 灯式 蛍光灯 埋込 300 非常灯	33	66
40W-3 灯式 蛍光灯 埋込 300	9	18
60W 白熱電球 ブラケット	4	4
60W 白熱電球 レセップ	1	1
非常用照明器具 埋込形	15	15
保健センター 2階	236	351
20W-1 灯式 蛍光灯 トラフ	2	2
20W-1 灯式 蛍光灯 トラフ	1	1
20W-1 灯式 蛍光灯 ブラケット	1	1
20W-2 灯式 蛍光灯 逆富士 非常灯	7	14
40W-1 灯式 蛍光灯 トラフ	54	54
40W-1 灯式 蛍光灯 笠付	6	6
40W-1 灯式 蛍光灯 埋込 190	27	27
40W-2 灯式 蛍光灯 笠付	2	4
40W-2 灯式 蛍光灯 埋込 300	98	196
40W-2 灯式 蛍光灯 埋込 300 非常灯	8	16
60W 白熱電球 ダウンライト Φ150	2	2
非常用照明器具 埋込形	28	28
保健センター 3階	220	242
150W ハロゲン ダウンライト Φ150	4	4
20W-1 灯式 蛍光灯 トラフ	2	2
20W-1 灯式 蛍光灯 トラフ	2	2

20W-1 灯式 蛍光灯 ブラケット	1	1
20W-2 灯式 蛍光灯 逆富士 非常灯	6	12
40W FCL 丸形蛍光灯 ブラケット 非常灯	2	2
40W-1 灯式 蛍光灯 トラフ	125	101
40W-1 灯式 蛍光灯 笠付	5	5
40W-1 灯式 蛍光灯 逆富士	24	48
40W-1 灯式 蛍光灯 埋込 190	6	6
40W-2 灯式 蛍光灯 笠付	2	4
40W-2 灯式 蛍光灯 埋込 300	14	28
60W 白熱電球 ブラケット	4	4
非常用照明器具 埋込形	23	23
保健センター 4 階	65	72
150W ハロゲン ダウンライト Φ150	24	24
20W-2 灯式 蛍光灯 逆富士 非常灯	2	4
40W-1 灯式 蛍光灯 トラフ	18	18
40W-1 灯式 蛍光灯 笠付	4	4
40W-2 灯式 蛍光灯 笠付	2	4
40W-2 灯式 蛍光灯 笠付 非常灯	3	6
60W 白熱電球 ブラケット	6	6
非常用照明器具 埋込形	2	2
非常用照明器具 埋込形 Φ150	4	4
いそしぎ B1	263	407
100W ハロゲン スポットライト	2	2
13W FDL コンパクト蛍光灯 ダウンライト	4	4
20W-1 灯式 蛍光灯 トラフ	1	1
20W-1 灯式 蛍光灯 流し元灯	1	1
20W-2 灯式 蛍光灯 逆富士	1	2
20W-2 灯式 蛍光灯 逆富士 非常灯	1	2
27W FDL コンパクト蛍光灯 ダウンライト	25	25
40W-1 灯式 蛍光灯 トラフ	2	2
40W-1 灯式 蛍光灯 階段灯	1	1
40W-1 灯式 蛍光灯 笠付	20	20
40W-1 灯式 蛍光灯 逆富士	5	5
40W-1 灯式 蛍光灯 片反射	4	4

40W-1 灯式 蛍光灯 埋込 100	18	18
40W-2 灯式 蛍光灯 笠付	80	160
40W-2 灯式 蛍光灯 埋込 300	50	100
40W-2 灯式 蛍光灯 埋込 300 非常灯	2	4
55W-3 灯式 FPL コンパクト蛍光灯 スクエアライト	5	15
B 級避難口誘導灯	9	9
B 級避難通路誘導灯	6	6
非常用照明器具 直付形	13	13
非常用照明器具 埋込形	13	13
いそしぎ 1階	306	407
100W ハロゲン スポットライト	5	5
100W 水銀灯 ブラケット	6	6
10W-1 灯式 蛍光灯 ブラケット	2	2
13W FDL コンパクト蛍光灯 ダウライト	21	21
18W FDL コンパクト蛍光灯 ダウライト	8	8
20W FCL 丸形蛍光灯 ブラケット 非常灯	1	1
20W-1 灯式 蛍光灯 流し元灯	2	2
20W-2 灯式 蛍光灯 埋込 300	2	4
27W FDL コンパクト蛍光灯 ダウライト	36	36
27W FDL コンパクト蛍光灯 ダウライト	9	9
27W FDL コンパクト蛍光灯 埋込シーリングライト	2	2
40W-1 灯式 蛍光灯 トラフ	40	40
40W-1 灯式 蛍光灯 階段灯	2	2
40W-1 灯式 蛍光灯 逆富士	10	10
40W-1 灯式 蛍光灯 片反射	3	3
40W-1 灯式 蛍光灯 埋込 100	18	18
40W-2 灯式 蛍光灯 逆富士	2	4
40W-2 灯式 蛍光灯 逆富士 防雨形	5	10
40W-2 灯式 蛍光灯 埋込 300	75	150
40W-2 灯式 蛍光灯 埋込 300 非常灯	17	34
60W ハロゲン スポットライト	4	4
75W ハロゲン ユニバーサルダウン	3	3
B 級避難口誘導灯	5	5
B 級避難通路誘導灯	3	3

非常用照明器具 埋込形	25	25
いそしぎ 2階	319	393
100W メタルハライドランプ ペンダントライト	12	12
10W-1 灯式 蛍光灯 ブラケット	2	2
13W FDL コンパクト蛍光灯 ダウライト	15	15
150W ナトリウム灯 ペンダントライト	12	12
18W FDL コンパクト蛍光灯 ダウライト	5	5
18W FDL コンパクト蛍光灯 角ダウライト	24	24
200W ハロゲン スポットライト	3	3
20W FCL 丸形蛍光灯 ブラケット 非常灯	1	1
20W-1 灯式 蛍光灯 トラフ	2	2
20W-2 灯式 蛍光灯 埋込 300	2	4
27W FDL コンパクト蛍光灯 ダウライト	16	16
27W FDL コンパクト蛍光灯 ダウライト	48	48
27W FDL コンパクト蛍光灯 埋込シーリングライト	2	2
400W+270W 高天井器具	2	2
400W+270W 高天井器具 非常灯	4	4
40W-1 灯式 蛍光灯 トラフ	44	44
40W-1 灯式 蛍光灯 階段灯	2	2
40W-1 灯式 蛍光灯 逆富士	6	6
40W-1 灯式 蛍光灯 片反射	3	3
40W-2 灯式 蛍光灯 埋込 300	64	128
40W-2 灯式 蛍光灯 埋込 300 非常灯	8	16
60W ハロゲン スポットライト	1	1
60W ハロゲン スポットライト	1	1
75W ハロゲン レールスポット	12	12
B級避難口誘導灯	4	4
B級避難通路誘導灯	3	3
非常用照明器具 直付型	4	4
非常用照明器具 埋込形	17	17
いそしぎ 3階	370	392
100W ハロゲン スポットライト	2	2
10W-1 灯式 蛍光灯 ブラケット	2	2
13W FDL コンパクト蛍光灯 ダウライト	16	16

18W FDL コンパクト蛍光灯 角ダウライト	30	30
20W FCL 丸形蛍光灯 ブラケット 非常灯	2	2
20W-1 灯式 蛍光灯 トラフ	1	1
20W-1 灯式 蛍光灯 逆富士	2	2
20W-1 灯式 蛍光灯 流し元灯	2	2
20W-2 灯式 蛍光灯 埋込 300	2	4
27W FDL コンパクト蛍光灯 ダウライト	16	16
27W FDL コンパクト蛍光灯 ダウライト	44	44
40+30W FCL 丸形蛍光灯 スクエアライト	1	1
40W 白熱電球 ブラケット	1	1
40W-1 灯式 蛍光灯 トラフ	155	155
40W-1 灯式 蛍光灯 階段灯	1	1
40W-1 灯式 蛍光灯 笠付	12	12
40W-1 灯式 蛍光灯 逆富士	6	6
40W-1 灯式 蛍光灯 片反射	3	3
40W-1 灯式 蛍光灯 埋込 190	2	2
40W-2 灯式 蛍光灯 埋込 300	17	34
40W-2 灯式 蛍光灯 埋込 300 非常灯	3	6
60W ハロゲン スポットライト	1	1
60W ミニクリプトン ブラケット	1	1
75W ハロゲン レールスポット	18	18
B 級避難口誘導灯	3	3
B 級避難通路誘導灯	3	3
非常用照明器具 埋込形	24	24
外部	54	54
20W-1 灯式 蛍光灯 トラフ	14	14
400W 水銀灯 街路灯	3	3
40W-1 灯式 蛍光灯 トラフ	16	16
60W 白熱電球 庭園灯	21	21

【保健センター 3 階大研修室】

形式	照明器具数	数量
保健センター 3 階 大研修室	216	216
100W アッパーホリゾントライト	45	45

100W ボーラーライト	45	45
130W ハロゲン ダウンライト	54	54
150W ハロゲン ダウンライト	12	12
40W-1 灯式 蛍光灯 トラフ	54	54
500W シーリングスポットライト	6	6